

社会福祉法人多古町社会福祉協議会
役員並びに非常勤者の費用弁償に関する規程

制定 昭和62年 4月 1日

改正 平成24年 4月 1日

改正 平成29年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人多古町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員並びに非常勤者の費用弁償に関して定めることを目的とする。

(役員、非常勤者)

第2条 この規程でいう役員並びに非常勤者とは次に掲げる者をいう。

- (1) 役員 本会の理事者並びに監事
- (2) 非常勤者 本会で開設する心配ごと相談員並びに各種委員会の委員
本会の評議員、本会の顧問

(費用弁償)

第3条 役員並びに非常勤者（町職員並びに社協職員を除く）が会長の招集する会議に出席したときは、別表に掲げる費用弁償費を支給する。

- 2 役員並びに非常勤者が職務のため旅行したときは、別表に掲げる旅費及び費用弁償費を支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず公用車を使用した場合においては旅費は支給しない。

附 則

この規程は、昭和62年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

区 分	旅 費		費用弁償費
	鉄道賃	車 賃	
役 員	実 費	実 費	2,000 円
非常勤者	実 費	実 費	2,000 円